

CO₂有効利用拠点化推進事業及び
液化 CO₂製造利用実証研究事業
運用助勢業務委託
仕様書

2021年9月

大崎クールジェン株式会社

第1項 一般事項

1. 業務目的

CO₂有効利用拠点化推進事業及び液化CO₂製造利用実証研究事業（以下、CR事業及び液化CO₂事業という）に伴い必要となる、起動停止時点検、設備日常点検、液化CO₂受入・払出作業及び記録表の作成の業務など、運用に係る業務を行う必要があるため、運用助勢業務委託を実施する。

2. 委託期間

自 2022年3月 1日

至 2023年3月31日

3. 作業場所

広島県豊田郡大崎上島町中野6208番地1

中国電力株式会社 大崎発電所構内

第2項 委託業務明細

1. 業務内容

(1) CR事業関係業務

- ① CO₂供給設備起動停止時に各設備の目視点検、現場計器の読み取り及び点検記録表の作成を実施する。
- ② CO₂供給設備の日常的な目視点検、現場計器の読み取り及び点検記録表の作成を実施する。
- ③ CO₂供給設備の定例作業（CO₂ガス大気放散）の現場立会を実施する。
- ④ CO₂供給設備液化CO₂貯槽への液化CO₂受入時バルブ操作及び現場計器読み取りを実施する。

(2) 液化CO₂事業関係業務

- ① 液化CO₂製造設備起動停止時に各設備の目視点検、現場計器の読み取り及び点検記録表の作成を実施する。
- ② 液化CO₂製造設備の日常的な目視点検、現場計器の読み取り及び点検記録表の作成を実施する。
- ③ 液化CO₂製造設備液化CO₂貯槽からの液化CO₂払出時バルブ操作及び現場計器読み取りを実施する。

- (3) 本委託業務の実施にあたり、安全、保安上緊急を要する事象が発生した場合に拡大防止のための緊急対応を行う。

尚、上記業務は、平日と休日（日曜、国民の祝日、12月29日～1月3日）及び通常時間（5：00～22：00）と深夜時間（22：00～翌5：00）に分類する。各項目の適用は、当社の指示した日時とする。

2. 業務の実施

- (1) 受託者は作業要領書を作成し、当社に提出し承認を得る。
- (2) 当社は、当該年度の CR 事業及び液化 CO₂事業計画を受託者に提示する。
- (3) 受託者は、点検記録表および作業日報を都度、当社に提出する。
- (4) 受託者は、CR 事業及び液化 CO₂事業計画を基に業務実施計画を作成及び当社に提出し、承認を得る。
- (5) 業務実施計画に変更が生じた場合には、都度改訂版を作成し、当社へ提出し、承認を得る。
- (6) 受託者は承認された業務実施計画に則り業務を行う。
- (7) 受託者は月間の業務が完了した時点で当該月の報告書を作成し、当社に提出する。
- (8) 当社は、当該月の報告書の承認により当該月の業務を認定する。

3. 受託者持ち資材等

業務に必要な資材一式、安全衛生保護具。

第3項 安全対策

1. 一般事項

本業務委託の実施にあたっては、安全に関する諸法規及び発電所の「安全のしおり」、「危害予防規程に関する規定類」及び「IGCC 実証試験ヤード安全遵守要領」に定める事項を遵守し、常に安全作業に努め、労働災害の絶無に期するとともに、周囲の安全確保にも留意すること。

本業務委託の実施にあたり、安全事前評価を実施し、業務の安全対策について検討を行う。

第4項 その他

1. 提出書類

書類名	提出時期	提出部数	提出先
業務実施計画書	契約後速やかに	1部	業務主管 G
作業要領書	同上 (※)	同上	同上
安全対策計画書	同上 (※)	同上	同上
現場代理人届	同上 (※)	同上	同上
着手届	着手時	同上	同上
業務完了報告書 及び 検査申請書 (兼) 請求書	当月分業務完了後 速やかに	同上	同上
その他	必要の都度	同上	同上

※記載内容に変更がある場合は、変更した書類を速やかに提出すること

2. その他

- (1) 関係個所以外には立入らないこと。
- (2) 作業責任者は当社との連絡調整に当たること。
- (3) 委託仕様書の記載事項に疑義事項が生じた場合は、双方協議の上解決する。

以 上